

令和3年度 介護等体験の実施における 新型コロナウイルス感染症対策に関する対応について

令和3年度実施の介護等体験の実施については、新型コロナウイルス感染症対策として、下記3点について予めご留意いただき、申し込みをお願いいたします。

1. 申込対象学生について

本会で申し込みを受け付ける対象学生は、令和3年度が最終学年次となる学生に限らせていただきます。（※令和4年3月に卒業する学生のみ対象）

別紙「コロナ禍での『介護等体験』における留意事項」を予めご確認いただき、感染予防対策の徹底をお願いいたします。

2. 岡山県外の大学に通う学生に関する取り扱いについて

岡山県外の大学に通う学生については、体験開始日より少なくとも2週間以上前から岡山県内に滞在することが可能な学生に限り、受入施設と調整いたします。（※県内に在住し県外の通信制大学に通う学生、及び県外に在住し県内の大学に通う学生についてはこの限りではありません。）

3. 介護等体験に係る費用に関する取り扱いについて

令和2年度の介護等体験の実施状況を踏まえ、一度申し込みを受け付け、受入施設との調整を完了した（大学へ本会から受入決定通知の案内を終えた）学生から徴収した費用の取り扱いについては、次のようにさせていただきます。

（1）施設からの受入辞退により体験が困難となった場合

→体験費用、調整費用ともに発生しません。新しい受入施設の費用として振り替えさせていただきます。

（2）学生の申し出により介護等体験を辞退する場合

→調整費用 500 円×体験を予定していた日数分を徴収いたします。

※体験費用については、全額返金いたします。

（3）令和2年度同様、特例的に大学での代替措置が認められ、措置の利用により辞退をする場合

→調整費用 500 円×体験を予定していた日数分を徴収いたします。

※体験費用については、全額返金いたします。

◎なお、いずれにおいても、返金における振込手数料は、本会が負担いたします。